あって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができることとされているところ、当該労働に関する法律のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に関して定める職業安定法施行令第一条第六号について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第二条により育児・介護休業法に新設された三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講ずる義務を定める規定及び当該措置であって事業主が講じたものに係る申出をしたこと等を理由とした不利益取扱いの禁止に係る規定を追加することとした。（第一条関係）

二　船員職業安定法施行令の一部改正関係

船員職業安定法施行令第一条第七号について、一に準じた改正を行うこととした。（第一条関係）

三　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第二条により育児・介護休業法に新設された次に掲げる規定に関し、それぞれ次に定める命令を追加することとした。（第二条関係）

1　育児・介護休業法第二一条第二項（育児・介護休業法第二三条の三第六項において準用する場合を含む。）　労働者が当該労働者又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずるものとして厚生労働省令で定める事実を事業主に対して申し出たとき等に当該事業主が当該労働者の意向を確認しなければならない就業に関する条件及び当該意向を確認する方法を定める命令

2　育児・介護休業法第二三条の三第一項　三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置及びその内容を定める命令

3　育児・介護休業法第二三条の三第二項　労働者が就業しつつ子を養育することを容易にするための休暇を一日未満の単位で取得する場合の当該単位及び当該単位で取得することができる労働者から除外される一日の所定労働時間が短い労働者等を定める命令

4　育児・介護休業法第二三条の三第三項第二号　三歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者等に関する措置を講じないこととすることについて合理的な理由があると認められる労働者を定める命令

5　育児・介護休業法第二三条の三第五項　三歳に満たない子を養育する労働者が事業主が講じた措置のいずれを選択するか判断するために適切な期間、当該事業主が当該労働者に対して当該期間内に知らせなければならない事項及びその方法並びに当該事業主が講じなければならない措置を定める命令

四　この政令は、改正法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和七年一〇月一日）から施行することとした。

法律

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和七年五月三十日

内閣総理大臣　石破　茂

法律第四十七号

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律

（建物の区分所有等に関する法律の一部改正）

第一条　建物の区分所有等に関する法律（昭和三十七年法律第六十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第六節　管理組合法人（第四十七条―第五十六条の七）」を「第六節　所有者不明専有部分管理命令及び管理不全共用部分管理命令（第四十六条の二―第四十六条の七）」に、「第七節　義務違反者に対する措置（第五十七条―第六十条）」を「第七節　管理不全専有部分管理命令（第四十七条―第五十六条の七）」に、「第八節　復旧及び建替え（第六十一条―第六十四条）」を「第八節　義務違反者に対する措置（第五十七条―第六十条）」に、「第九節　復旧及び建替え等（第六十一条―第六十四条の八）」を「第九節　復旧及び建替え等（第六十一条―第六十四条の十四）」に、「第七十条」を「第七十一条」に、「第三章　罰則（第七十一条・第七十二条）」を「第三章　建物が滅失した場合における措置（第七十二条―第七十七条）　第一節　専有部分のある建物が滅失した場合における措置（第七十八条―第八十五条）　第二節　団地内の建物が滅失した場合等の除外等に関する裁判手続（第八十六条―第九十条）　第四章　所在等不明区分所有者の専有部分の管理（第九十一条・第九十二条）　第五章　罰則（第九十三条）」に改める。

第五条の次に次の一条を加える。

（区分所有者の責務）

第五条の二　区分所有者は、第三条に規定する団体の構成員として、建物並びにその敷地及び附属施設（同条後段の場合にあつては、一部共用部分）の管理が適正かつ円滑に行われるよう、相互に協力しなければならない。

第六条第二項中「又は自己」を「若しくは自己」に、「の使用」を「を使用し、又は自らこれらを保存すること」に改める。

第六条の次に次の一条を加える。

（国内管理人）

第六条の二　区分所有者は、国内に住所又は居所（法人にあつては、本店又は主たる事務所。以下この項及び第三項において同じ。）を有せず、又は有しないこととなる場合には、その専有部分及び共用部分の管理に関する事務を行わせるため、国内に住所又は居所を有する者のうちから管理人を選任することができる。